

砥部町がん検診等の費用徴収に関する要綱

平成 26 年 3 月 26 日
砥部町告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及びがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の規定に基づき町が実施するがん検診等に要する費用の一部（以下「受診料」という。）を徴収することに必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 がん検診等の対象となる者は、がん検診等を受診しようとする日（以下「受診日」という。）において本町に住所を有する者のうち、別表に掲げるがん検診等の種類の区分に応じ、受診日の属する年度の 3 月 31 日において、同表に掲げるがん検診等の対象となる者に該当するものとする。

(種類及び受診料の額)

第 3 条 がん検診等の種類及び受診料の額は、別表のとおりとする。

(受診料の納付)

第 4 条 受診料は、がん検診等の受診時に納付しなければならない。

(受診料の還付)

第 5 条 既納の受診料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(受診料の免除)

第 6 条 受診日において次に該当する者は、受診料を免除する。ただし、肺がん検診（CT 検査）、腹部超音波検診、乳がん検診（乳房超音波検査）及び歯周病検診は、免除しない。

- (1) 受診日の属する年度の 3 月 31 日において、70 歳以上の者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に定めるもので後期高齢者医療被保険者証を提示した者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する者で証明書を提示した者
- (4) 受診日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの場合にあっては受診日の属する年度の前年度、7 月 1 日から 3 月 31 日までの場合にあっては受診日の属する年度において町民税が非課税である世帯に属する者で、町県民税所得・課税証明書（世帯用）又は総合検診用証明書を提示した者

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日告示第 32 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日告示第 35 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 22 日告示第 7 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 93 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 5 日告示第 1 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

がん検診等の種類	がん検診等の対象となる者	がん検診等の費用の額
肺がん検診（CR検査）	40歳以上の者	700円
肺がん検診（CT検査）	40歳以上の者	3,200円
肺がん検診（喀痰細胞診検査）	40歳以上の者	600円
大腸がん検診	40歳以上の者	500円
胃がん検診	40歳以上の者	1,200円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,100円
腹部超音波検診	40歳以上の者	2,000円
B型肝炎ウイルス検査	40歳以上の者	200円
C型肝炎ウイルス検査	40歳以上の者	300円
B・C型肝炎ウイルス検査	40歳以上の者	500円
乳がん検診（マンモグラフィ）	40歳以上の女性	1,400円
乳がん検診（乳房超音波検査）	30歳代の女性	2,200円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,400円
骨粗鬆症検診	40歳以上の女性	600円
歯周病検診	40歳以上の者	600円